

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月三十日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第十号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成二十八年仙台市人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

現 行		改正後	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
職制上の段階	職の範囲	職制上の段階	職の範囲
局長職	危機管理監 市長の事務部局の本庁（以下「本庁」という。）の局長 区長 税務監 担当局長 会計管理者 消防局の局長 副教育長 人事委員会の事務局長 監査委員の事務局長 議会の事務局長 院長 医療管理監 理事	局長職	危機管理監 市長の事務部局の本庁（以下「本庁」という。）の局長 区長 宮城総合支所長 税務監 担当局長 会計管理者 消防局の局長 副教育長 人事委員会の事務局長 監査委員の事務局長 議会の事務局長 院長 医療管理監 理事
次部長職	本庁の次長 副区長 部長 防災環境都市推進室長 保健所長 保健所副所長 東北連携推進室長 技術管理室長 担当部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター次長 部に相当する公所の長 衛生研究所次長 八木山動物公園副園長 総合支所次長 消防局の次長 署長（宮城消防署長を除く。） 教育委員会の事務局長の次長 市選挙管理委員会の事務局長 人事委員会の事務局長の次長 監査委員の事務局長の次長 農業委員会の事務局長 議会の事務局長の次長 水道局の次長 交通局の次長 ガス局の次長 市立病院の次長 副院長 市立病院のセンター長 参事	次部長職	本庁の次長 副区長 宮城総合支所次長 部長 防災環境都市推進室長 アジア太平洋防災関係会議準備室長 保健所長 保健所副所長 青葉山エリア複合施設整備室長 技術管理室長 担当部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター次長 部に相当する公所の長 衛生研究所次長 八木山動物公園副園長 秋保総合支所次長 消防局の次長 署長（宮城消防署長を除く。） 教育委員会の事務局長の次長 市選挙管理委員会の事務局長 人事委員会の事務局長の次長 監査委員の事務局長の次長 農業委員会の事務局長 議会の事務局長の次長 水道局の次長 交通局の次長 ガス局の次長 市立病院の次長 副院長 市立病院のセンター長 参事
課長職	[略]	課長職	[略]
係長職	係長 介護人材確保室長 親子こころの相談室長 農食ビジネス推進室長 市場再整備室長 企画推進室長 インバウンド推進室長 MICE推進室長 青葉山公園整備室長 担当係長 係に相当する公所の長 主任指導主事 指導主事 主任管理主事 管理主事 仙台城史跡調査室長 学芸企画室長 学芸普及室長 事務室長 事務長 資産管理戦略室長 共同浄水場整備室長 水道局の場長 事業企画室長 交通局の副所長又は区長 管区駅長 ガス局の副所長 市立病院の室長 医員 看護師長 調整監 専門監 副主幹 主査	係長職	係長 介護人材確保室長 親子こころの相談室長 農食ビジネス推進室長 市場再整備室長 企画推進室長 インバウンド推進室長 MICE推進室長 青葉山公園整備室長 担当係長 係に相当する公所の長 主任指導主事 指導主事 主任管理主事 管理主事 学びの多様化学校設置準備室長 仙台城史跡整備室長 学芸企画室長 学芸普及室長 事務室長 事務長 資産管理戦略室長 共同浄水場整備室長 水道局の場長 事業企画室長 交通局の副所長又は区長 管区駅長 ガス局の副所長 市立病院の室長 医員 看護師長 調整監 専門監 副主幹 主査
主任職	[略]	主任職	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（人事委員会事務局任用課）